

# 答申書

## 第1 綾部市行政不服審査会の結論

令和6年1月23日付で綾部市長から諮問のあった件（審査請求人が令和4年2月1日付で行った綾部市行政不服審査会の委員選考に係る公文書開示請求に対し、綾部市（以下「処分庁」という。）が令和4年2月17日付でなした公文書不存在通知に対して申し立てられた審査請求（文書番号：4綾財第1453号））について、処分庁が行った公文書不存在との決定に瑕疵はないとする審査庁の判断は、妥当である。

## 第2 事案の概要

### 1 公文書の開示請求

審査請求人は、処分庁に対し、綾部市情報公開条例（平成12年綾部市条例第2号。以下「条例」という。）第6条の規定により、令和4年2月1日付で、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 本件開示請求に対する処分庁の処分

処分庁は、本件開示請求の対象となる文書は保有しておらず、不存在であるとの決定をし、令和4年2月17日付で、その旨通知を行った（以下「本件処分」という。）。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服とし、令和4年3月31日付で処分庁に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

処分庁が行った本件処分について、当該選考に当たって資料が残されていないとしていることは、公文書毀棄の疑いがある。

### 2 審査請求の理由等

「綾部市行政不服審査会の選考については、内部協議で行ったものであり、文書として記録を残していないため」として公文書不存在通知を受けたが、当該選考に当たって資料が残されていないとしていることは公文書毀棄の疑いがあると判断し、審査請求を行った。

#### 第4 処分庁の主張要旨

処分庁は、次のとおり、手続きにおいて何ら違法・不当な点はなく、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである、と主張している。

- (1) 行政不服審査会の委員は、公正な判断のできる人物でなければならぬため、適任である有識者の選任については、基本的に委員会の職務内容を熟知している前委員を推薦人として行っている。その際、推薦人に対して、被推薦人の指名、経歴、連絡先等を電話や対面で聞き取り、推薦書の文書提出は求めている。
- (2) 被推薦者について委員の委嘱依頼をするかどうかについての判断は、同審査会を所管する企画総務部内で協議を行った上で、最終的に理事者との協議により決定している。なお、協議では、口頭で被推薦者の経歴などについて説明した上で、条例に規定する「公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者」であるかどうかを主眼に判断している。

また、同審査会会長に対しても同様に口頭による協議を、別途実施しているところである
- (3) これらの協議を行った結果、被推薦者に対して直接面談を行い、依頼を行っている。
- (4) 依頼を受けた被推薦人が、委嘱を承諾した時点で、委嘱に係る書類を作成、内部での決裁の上、公文書として登録を行っていることから、これらの選考過程に係る公文書は存在しない。

#### 第5 諮問意見書の内容

- 1 審査請求人が行った本件開示請求の対象となる委員選考に関しては、公文書となるべきものが存在していない以上、不存在であるとの決定に瑕疵はないと思われる。
- 2 しかしながら、本件に限らず、専門的知見が求められたり、中立性が求められる行政委員などについて、適任者が恣意的ではなく選任されているのかは、市民の関心事である。

審査請求人がこの点に疑義を感じるとする主張にも、首肯できる面がある。

今後は、委員の選任過程が適正になされていることについて、事後の検証に耐えられるよう文書の整備を検討するべきと考える。

#### 第6 審査会の判断の理由

- 1 本件審査請求は、処分庁が令和4年2月17日付でなした公文書不存在の決定及び通知（本件処分）に対するものであり、当審査会は、本件処分の可否を検討する。
- 2 当審査会が確認できる限りにおいて、処分庁の説明する委員の委嘱手続きと公文書の作成・保管状況の間に明らかな矛盾や不整合はなく、処分庁が主張するとおり、「綾部市行政不服審査会の委員選考に係る公文書」が作成・保管されている形跡はう

かがえない。また、関係する規定と照らしても、本件処分が違法・不当といえる点は見当たらない。

3 以上のことから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

#### 第7 附帯意見

専門的知見が必要であるとともに中立性が求められる行政委員の委嘱が、適正な手続きのもとで行われるべきであることは言を俟たない。その適正さを担保するにあたり、事後的に検証可能な形をとる—公文書の作成・保管を行う—ことはあるべき姿の一つと考える。

本件請求において審査請求人が抱いたような疑義に応えるためにも、処分庁には必要に応じた検討を求めたく、附帯意見として記すものである。

#### 第8 審査会の審議の経過

年月日	経過
令和6年1月23日	審査庁から諮問書を受付
令和6年2月7日	審査関係人へ主張書面又は資料の提出期限を通知
令和6年2月28日	諮問内容の検討
令和6年3月25日	答申案の審議

綾部市行政不服審査会

会長 兒玉 圭司

委員 大塚 千華子

委員 佐藤 建

委員 三好 ゆう

委員 山口 雅之